III 外国の研究機関等への委託事業

外国の研究機関等への委託事業

第1 委託事業の目的

外国の研究機関等で実施したほうが効率的な調査研究等を当該機関等に委託して行うことにより、わが国におけるエイズ対策研究の一層の推進を図る。

第2 対象となる調査研究等

エイズ対策研究事業の研究代表者の研究課題の分野において、外国の研究機関等で実施した ほうが効率的な調査研究及びわが国では供給困難な研究材料の開発等を当該機関等に委託する ことにより研究の成果が期待できるものとする。

第3 委託申込者

エイズ対策研究事業の対象となる研究課題(若手育成型は除く。)の研究代表者又は研究分担者とする。

委託申込者は、本事業が円滑に実施されるための事務手続き及び運営管理の責任を負うものとし、本事業に関連して発生した問題について主体的にその解決に取り組むこととする。

第4 委託期間

会計年度を単位とする1ヵ年間の範囲内とする。

第5 エイズ対策研究推進事業運営委員会

エイズ対策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に 1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

第6 委託に要する経費

公益財団法人エイズ予防財団(以下「財団」という。)が予算の範囲内で負担する。

第7 委託費の支給方法

委託費の支給は、財団と委託研究を受託した外国の研究機関等(以下「受託研究機関」という。)との契約による当該研究機関等からの請求に基づき、その指定する銀行口座に送金することにより行う。

第8 委託に係る手続き

1 応募の方法

外国の研究機関等への委託事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 委託申請書(様式1)
- (2) [指定委託先研究機関の] 受託内諾書(様式2)

なお、財団は、応募申請の採択の可否について、申請者及び委託申込者に書面で通知する ものとする。

2 費用に関する手続き

財団からの採択通知を受理した委託申込者は、財団と受託研究機関との「委託契約書」(様式3)締結のための手続きを速やかに行うとともに、「委託費用振込預金口座届出書」(様式4)を財団に提出する。

第9 研究成果の提出

委託申込者は、委託期間終了後1ヵ月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、「委託成果報告書」(様式5)及び「委託費決算報告書」(様式6)を財団に提出しなければならない。

第10 研究成果の利用

財団は、本事業により得られた成果をエイズ研究及びエイズ対策に資することとする。また、 受託研究機関は、同成果の利用について財団と同様の権利を有する。

なお、財団は、上記について法律的な問題が生じた場合のため、顧問弁護士を置くことができる。

第11 その他

本事業の採択後において、財団が指示する書類を提出せず、又はその期限を守らないなど事業の円滑な実施に支障を来す者については、採択の取り消し(委託費の返還を含む。)を行うことがあるので十分に留意すること。

(様式1)

[外国の研究機関等への委託事業] (エイズ対策研究推進事業)

委託申請書

平成 年 月 日

公益財団法人エイズ予防財団理事長 殿

	氏 名	(研究代表者)	印	職名		
申	所属機関					
請者	所 在 地	(〒 一)	TEL FAX E-mail		_	(内線)
	研究課題名					

貴財団が実施する「外国の研究機関等への委託事業」による研究委託について、下記のとおり 申請します。

記

	氏 名	(研究代表者又は研究分担者)	印	職名		
委	所属機関					
託		(〒 −)				
申						
込者	所 在 地		TEL FAX E-mail	_ _	_ _	(内線)
	委託課題名					

		(日本語)								
委	名称	(外国語)								
託		(日本語)								
研	所 在 地	(外国語)								
究										
実		(日本語)					職	(日本語)		
施	代表者氏名	(外国語)					名	(外国語)		
機		(日本語)						(日本語)		
関	委託研究						職			
	実施者氏名	(外国語)					名	(外国語)		
3	委託 期間	平成	年	月	日 ~ 四		年	月	日	
(項	毛に要する経費: 質目別内訳を示す うこと。)			<u>円</u> の打合せ)	旅費、研究	注用備品 習	貴、 国	図書購入費等	等は対象を	外で

研究委託の目的、必要性
(研究代表者の研究課題との関連についても記入すること。)
アウエン 2 FF ア
研究委託の概要
研究委託の概要 (季託する調査 研究の計画を記入すること また 過去に採択された研究委託である場合は
(委託する調査、研究の計画を記入すること。また、過去に採択された研究委託である場合は、
(委託する調査、研究の計画を記入すること。また、過去に採択された研究委託である場合は、

期待される成果
この委託研究に関する国内、国外における実施状況

L 恋 シ TT が We 相 チ PC ナ フ 押 中 T スパチシ 中 ロ TV カ L の TT か L の B IC
受託研究機関を指定する理由及び委託申込者との研究上の関係
受託研究機関の研究実績(Publication List)
(今回委託する内容に限定して記載すること。)

(様式2)

[外国の研究機関等への委託事業] (エイズ対策研究推進事業)

受託内諾書

平成 年 月 日

公益財団法人エイズ予防財団理事長 殿

委託研究実施機関の長	機【	関名		
完長 実施	氏	名	職名	

貴財団が実施する「外国への研究機関等への委託事業」による研究委託について、下記のとおり実施することを内諾します。

記

受託課題名								
受託実施者氏名				職名				
受託期間	平成	年	月	日 ~ 平成	年	月	日	
受 託 経 費								
(受託の主な条件))							

(注)本書は委託申込者が作成するとともに、受託者による英文の受託内諾書を添付すること。

(添付 ①)

Proposed Content of Contract (英文の受託内諾書の記入例)

- 内諾する旨の受託者のサイン入りのカバーレター (宛て先は日本の委託申込者でかまいません。)
- 1. Objective

•

•

2. Study design

•

3. Technical procedures

•

(添付②)

英文の受託内諾書 (日本語訳の記入例)

・ 日本語訳を添付してください。

委託契約書 (サンプル)

Japan Foundation for AIDS Prevention Page 1 of 4

AUTHORIZATION

Japan Foun	dation fo	or AIDS	Prevention	on (herein re	eferred to a	as "JFA	AP")			
authorizes			委託先研究機関の名称(以下「委託先」)							
				to in	nplement	the s	tudy,	' 委請	£課題名	
For the exec	cution of	this stud	ly, JFAP a	igrees to pay	y 委言	6 先	a total of	委	託 額	YEN which
is payable a	ıs a dowr	n paymer	nt prior to	the end of	March		何年 .			_
This Letter	of Autho	orization	is valid o	nly with the	attached	protoc	ols and is ir	accor	dance w	ith the general
agreement s	signed be	etween	委 託	先 and	JFAP.					
	委	託	先				JFA	P		
		#2					V-1-2-	-		
By:					By:					
Signature:										
Name:										
Title:										
Date:										

AGREEMENT OF THE TERM AND CONDITIONS

1. SCOPE OF AGREEMENT. Except as otherwise expressly stated by
委託先研究機関(以下「委託先」) ,
these terms and conditions apply to each individual purchase by 委 託 先
In each instance that Japan Foundation for AIDS Prevention (1-3-12 Misakicho, Chiyoda-ku, Tokyo
101-0061, Japan) ("SPONSOR") desires _ 委 託 先 to perform services, SPONSOR shall provide
委 託 先 with a letter of authorization ("Authorization Letter") including a test protocol
("Protocol") authorizing 委 託 先to conduct said service (the "Study") in accordance with these
terms and conditions contained in the Authorization Letter and protocol 委 託 先 , in its sole
discretion and without incurring any liability or responsibility to SPONSOR, shall have the right to
either agree or not agree to perform any Study, that is, to accept or reject the Authorization Letter and
Protocol for that particular Study. Upon acceptance by 委 託 先 of the Authorization Letter
and Protocol, said accepted Authorization Letter and Protocol and the term and conditions will
constitute the agreement (the "Agreement") between 委 託 先 and SPONSOR with regard
to the subject matter set forth in the Authorization Letter and related Protocol 委 託 先 shall
conduct the particular Study in accordance with this Agreement.
2. <u>TERM.</u> The term of this Agreement shall be for period of <u>何为月</u> from the 1 st day of <u>何月</u> from the 1 st day of <u>何月</u> that shall be established in the associated Authorization Letter and/or Protocol.
3. <u>COMPENSATION.</u> The study and compensation therefore shall be as specified in the corresponding Authorization Letter and Protocol.
4. <u>LIMITED WARRANTY.</u> <u>委託先</u> warrants that the Study and all other services supplied hereunder will, when supplied, be free from defects in performance and that his personnel involved with the study shall be properly qualified and trained to perform the tasks to which they are assigned. <u>季</u>
<u> </u>
express or implied and specifically no demand of compensation for damages caused by this Study.

5.	<u>LIMITATION OF LIBILITY.</u> <u>委託先</u> 's sole liability and SPONSOR's exclusive remedy
	for breach of the warranties contained in Section 4 shall be limited, at SPONSOR's option, to
	re-performance of the defective Study at no additional cost to the SPONSOR or refunding the
	compensation paid for the defective Study. In the event 委 託 先 fails to furnish any Study
	or other services required to be furnished hereunder, its exclusive liability and SPONSOR's exclusive
	remedy shall be the release of SPONSOR from its obligation to pay the compensation. In no event
	shall 委託先 be liable for special, incidental or consequential damages or lost revenues.

- 6. <u>VISITATIONS BY SPONSOR</u>. SPONSOR's representatives shall have the right at reasonable times to visit any of ___ 委 託 先 __'s laboratory facilities where __ 委 託 先 __ is conducting all or any part of Study hereunder, and during such visits to inspect the work being done and materials being used for each Study, SPONSOR may be denied access to sections of such laboratory facilities which are not being utilized for a study. In the event of security requirements and conflict with a proposed visit of SPONSOR's representatives, a compatible visitation schedule will be negotiated between SPONSOR and 委 託 先 .
- 8. <u>PROPERTY RIGHTS.</u> Title to materials purchased from a vendor (to include but not limited to laboratory equipments and supplies) shall pass to and best in ___ 委 託 先 upon the vendor's delivery of materials. Title to all other materials shall pass and vest in ___ 委 託 先 upon issuance of the materials for use in contract performance or commencement of processing of the materials for use in contract performance.

9. <u>INVENTIONS</u> , <u>DISCOVERIES AND INPROVEMENTS</u> . All inventions, discoveries and
improvements, patentable and unpatentable, made or conceived by _ 委 託 先 , arising out o
information gained or services performed under this Agreement, including any associated Protocol(s)
and all domestic and foreign patent right and copyrights thereon, relating to Data and/or Materials, but
excluding testing methodology, shall belong to _ 委 託 先 , and _ 委 託 先 shall cooperate
with SPONSOR to enable _ 委 託 先 to perfect said patent right and copyrights, including
signing any proper affidavits, patent applications, assignments and the like. In providing such
cooperation, SPONSOR shall not be responsible for preparing or prosecuting patent application
preparing affidavits or assignments relaying to patent prosecution, or for costs of obtaining paten
protection, but will be available for consultation on technical points that may be involved.
In witness whereof, the parties hereto have caused this Agreement to be signed as of the
<u>何日</u> of <u>何月</u> , <u>何年</u> .
季託先研究機関の名称
By:
Signature:
Name:
Title:
Date:
JAPAN FOUNDATION FOR AIDS PREVENTION
By:
Signature:
Name:
Title:
Date:

PROTOCOL

委託課題名	
Study Facility:	
Chu du Dina ata m	
Study Director:	
Research	
Associate:	
Sponsor:	Japan Foundation for AIDS Prevention
	1-3-12 Misakicho
	Chiyoda-ku
	Tokyo 101-0061, Japan
Sponsor's	
Representative	
Issue Date:	

1. OBJECTIVE:	
2. STUDY DESIGN:	
3. TECHNICAL PROCEDURES:	
4. REPORT:	
The Final Report on 委託課題名 associate (researcher) by the end of Marc (Arrival basis)	
: : : : :	

ACCEPTANCE OF PROTOCOL

委託課題名		
Study Facility:		
Signature:		-
Date:		_
Research		
Associate:		
Signatura		
Signature.		_
-	委託申込者氏名	_
	所属機関	
-		
Date:		-
a	I F 1 ' C AIDCD '	
Sponsor:	Japan Foundation for AIDS Prevention 1-3-12 Misakicho	
	Chiyoda-ku	
	Tokyo 101-0061, Japan	
	Tolly's Toll Good, Cupuli	
Signature:		_
		-
Date:		

(様式4)

1 銀行名

[外国の研究機関等への委託事業] (エイズ対策研究推進事業)

委託費用振込預金口座届出書

2	支店名
3	支店住所・TEL
4	口座名義
5	口座名義者住所・TEL
6	口座番号
7	その他特記事項
ا	上記のとおりお届けいたします。
平原	戈 年 月 日
,	公益財団法人エイズ予防財団理事長 殿

委託申込者 (研究代表者又は研究分担者) 所属機関

所在地

氏 名 印

(注) 本様式は、受託研究機関(外国)に対する委託費振り込みに必要な届出書である。

[外国の研究機関等への委託事業] (エイズ対策研究推進事業)

(見本)

委託成果報告書

1	委託申請者(研究代表者)
	所属・職名:〇〇〇〇大学〇〇〇学部 〇〇教授
	氏 名:○○ ○○
	<1行あけ>
2	委託申込者(研究代表者又は研究分担者)
	所属・職名:○○○大学○○○○研究施設(所) ○○教授
	氏 名:○○ ○○
	< 1 行あけ>
3	委託研究実施者
_	所属・職名(和文):○○○大学○○○○研究施設(所)○○○教授(○○博士)
	(英文):
	氏 名(和文):00000 0000000
	(英文):
	< 1 行あけ>
4	委託期間:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日(○○日間)
	< 1 行あけ>
5	委託課題名:○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	<1行あけ>
6	委託の成果
	上記3の者に対して上記5の調査研究について委託した結果、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・・・・・・(委託成果の概要を記述する)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

外国の研究機関に委託したことによって得られたこの成果は、
·····(現在実施している研究にどのように反映させるか記述する)····
である。
<1行あけ>
6 委託研究を受託した外国の研究機関のレポート (成果報告書) は、別添のとおりである。

- (注)1 用紙はA4判とすること。
 - 2 ワープロ、パソコン等で浄書すること。
 - 3 委託課題の成果は、3,000字以上にまとめて記述すること。
 - 4 委託費決算報告書(様式6)を添付すること。

(様式6)

[外国の研究機関等への委託事業] (エイズ対策研究推進事業)

委託費決算報告書

平成 年 月 日

公益財団法人エイズ予防財団理事長 殿

委託申込者 (研究代表者又は研究分担者)

所属機関

所 在 地

職名

氏 名

印

平成 年度エイズ対策研究推進事業「外国の研究機関等への委託事業」を実施し、貴財団 から交付を受けた委託費について、別添の委託費決算金額内訳のとおり支出しましたので、報告 いたします。

委託費決算金額內訳

(記入例)

委託研究実施機関:

委託研究実施者:

委託申込者:

経費区分 金 物 (現地通貨		支 出 内 訳
1 諸 謝 金	\$ 1,800	研究協力謝金 1人×10日×@\$120=\$1,200 1人×10日×@\$60=\$600
2 旅 費	\$ 1,500	研究打合せ会出席旅費 ○○○~○○○ (1泊2日) 1人×1回×@\$500= \$500 研究協力旅費 ○○○~○○○ (3泊4日) 1人×1回×@\$1,000=\$1,000 (※ 委託者・受託者間の打合せ旅費は対象外)
3 備 品 費	\$ 1, 264	図書購入費 10冊×@ \$ 100= \$ 1,000 10冊×@ \$ 26.4= \$ 264 (※ 研究用備品は対象外)
4 消耗品費	\$ 18,960	事務用消耗品 ファイル 10冊×@\$10= \$ 100 ボールペン 10セット×@\$10= \$ 100 ノート 10冊×@\$1= \$ 10 研究用消耗品 ピペット 50セット×@\$25= \$1,250 試験管 1,000本×@\$2= \$2,000 試 薬 5セット×@\$500= \$2,500 シャーレ 1,000枚×@\$5= \$5,000 動物(ウサギ) 50匹×@\$10= \$500 研究用薬品 ラジオアイソトープ 20個×@\$250= \$5,000 合成オリゴヌクレオチド 10個×@\$250= \$2,500
5 印刷製本費	\$200	研究打合せ資料印刷 10部×2回×@ \$ 10= \$ 200

経費区分	金 額 (現地通貨)	支 出 内 訳
6 通信運搬費	\$36	研究連絡のための郵送料 4人×10回×@ \$ 0.9= \$ 36
7 賃 借 料	\$1,580	研究用機器借料 60日×@\$9= \$540 実験用動物舎借料 60日×@\$10= \$600 会議室借料 2回×@\$20= \$40 研究施設使用料 4回×@\$100= \$400
8 会 議 費	\$ 150	研究打合せ会議 5人×2回×@ \$15= \$150
9 光熱水料	\$ 210	電気料 6ヵ月×@\$20= \$120 ガス代 6ヵ月×@\$10= \$60 水道料 6ヵ月×@\$5= \$30
10 賃 金	\$ 2,800	研究補助員雇上 1人×40日×@ \$70= \$2,800
11 雑役務費	\$ 1,500	現像・焼付代 20本×@\$10= \$200 コピー代 500枚×@\$0.2= \$100 振り込み(送金)手数料 \$100 翻訳料 和文 → 英文 20頁×@\$50= \$1,000 借用機器修理代 ○○○○○ 2回×@\$50= \$100
合 計	\$ 30, 000	

- (注)1 原文を日本語に訳して本資料を作成するとともに、原文を添付すること。
 - 2 合計金額は、交付を受けた委託費総額(外貨)と同額にすること。

研究費内訳参考資料

経費区分				摘 要
1	諸	謝	金	
		研究協力詞	射金	研究指導者、研究協力者に対する謝金
2	旅		費	
		研究旅	費	研究打合せ等の旅費
		研究協力加	旅費	研究資料・材料収集等に係る研究協力者の旅費
3	備	品	費	研究に必要とする図書
4	消	耗 品	費	事務用消耗品、研究用消耗品、研究用薬品等
5	印	刷製本	費	報告書・資料等の印刷費、製本代
6	通	信 運 搬	費	
		郵送	料	研究連絡用送料等
		電話	料	研究連絡用通信料等
7	賃	借	料	コンピュータ借料、研究用機器借料、会議室借料、研究施設使用 料等
8	会	議	費	会議時に必要となる茶菓・弁当代
9	光	熱水	料	研究実施のため施設に支払う電気料、ガス代、水道料
10	賃		金	研究のために雇用する者の賃金(パートを含む。)
11	雑	役 務	費	研究用フィルム現像・焼付代、資料のコピー代、振り込み手数料、 資料・論文の翻訳料、借用機器の修理代等